

## 三重医療安心ネットワーク運用規程

### (目的)

第1条 この規定は、三重県地域医療連携連絡協議会（以下「協議会」という。）が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

### (呼称)

第2条 本ネットワークの呼称は、「三重医療安心ネットワーク（以下「安心ネット」という。）」とする。

### (利用者)

第3条 利用者とは安心ネットの参加施設のうち本規程にさだめるID、パスワード等の登録を完了した参加者のことをいう。

### (利用者の責務)

第4条 利用者が、ネットワークを利用するに際しては、本規程のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、「三重県個人情報保護条例（平成14年3月26日三重県条例第1号）」及び関係法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、協議会規約に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
- 4 ネットワーク上の情報の取扱いについては別に定める。
- 5 利用者は、情報セキュリティーに十分注意すると共に、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させるなどの所謂なりすまし利用をさせてはならない。
- 6 利用者はネットワークに接続する端末のセキュリティーを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。また Winny や Share 等のファイル共有ソフトを利用する端末で使用してはいけない。

### (利用者資格等)

第5条 ネットワークを利用できる者は第3条に定める利用者資格を有する者に限る。

- 2 ネットワークの利用を希望する場合は、定められた様式により協議会事務局あてに利用申請を行うものとする。
- 3 ネットワーク利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を協議会事務局に届け出なければならない。

(利用時間)

第6条 ネットワークの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

また、VPN内に複数設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者に置いて定めるものとする。

(機能等の変更等)

第7条 ネットワークの良好な運用を維持するために必要な際には、ネットワークに関する機能又は変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他協議会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の識別番号の種類)

第8条 利用者の識別番号(以下「ID番号」という。)は、次の3種類とする。

- 1 開設者ID(医療機関開設者または院長に係る識別番号)
- 2 利用者ID(医療機関勤務医師など個人に係る識別番号)
- 3 管理者ID(協議会が特別に指名した管理者に係る識別番号)

(ID番号の利用者)

第9条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理)

第10条 利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用されてはならない。

2 各病院情報システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとし変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止するものとする。

3 ID番号等が前項の機能停止となった場合には、利用規定に定める手順で、利用再開を行うものとする。

4 登録医療機関の長は、所属するネットワーク利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任を持って、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

(通信内容の削除)

第11条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容削除をするものとする。

- 1 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。

(ID 番号等の取り消し)

第 12 条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID 番号等は取り消しをするものとする。

- 1 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等に違反したとき。
- 3 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

(診療情報の利用と患者申し込み)

第 13 条 診療情報をネットワークで利用者が利用できるのは、当該診療情報の利用に関し患者から届出のあった特定の利用者に限るものとする。

- 2 前項の診療情報を利用できるのは、患者からの取り消しがあるまで有効とする。

(掲載情報の取扱い)

第 14 条 協議会は、必要と認めた場合、ネットワーク上に掲載された著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。その場合において、著作権者が未成年者のときは、その保護者の同意も得てから行うものとする。

(その他必要事項)

第 15 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、協議会にて定めるものとする。ただし、緊急その他協議会長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 本規程改正は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。